

森と木と水の環境教育支援事業 事務取扱要領

[平成24年1月20日 林第716号 林政課長通知]
一部改正 平成25年3月22日 林第807号
一部改正 平成26年3月14日 恵森第540号
一部改正 平成27年3月20日 恵森第616号
一部改正 平成28年3月25日 恵森第634号
一部改正 平成30年12月6日 恵森第528号
一部改正 令和2年3月3日 恵森第678号
一部改正 令和3年3月31日 恵森第535号

(趣旨)

第1 本事業は、将来の岐阜県を担う子どもたちを対象としたぎふ木育の取り組みを推進するため、学校、幼稚園、保育園等において、ぎふ木育の学びを実施する者に対して、県が講師の派遣など開催に必要な支援を行うものとする。

(事業実施主体)

第2 「緑と水の子ども会議」の事業主体は、小学校、中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）、高等学校、特別支援学校、学校法人、国立大学法人、その他知事が認める者とする。
2 「ぎふ木育教室」の事業主体は、幼稚園、保育所、認定子ども園、児童福祉施設、その他知事が認める者とする。

(対象事業)

第3 本事業は、学校活動の中でぎふ木育の学びを実施する「緑と水の子ども会議」（別紙1、別紙2に規定する活動）及びその他施設において幼児等を対象にぎふ木育の学びを実施する「ぎふ木育教室」（別紙3に規定する活動）とする。

(支援内容)

第4 恵みの森づくり推進課長は、県の関係課と協働して事業主体の選定に関する調整を行うとともに、「緑と水の子ども会議」及び「ぎふ木育教室」の実施に必要な以下の経費を確保する。

名称	内容
緑と水の子ども会議（別紙1に定める事業）	講師及び補助者の報償費、費用弁償 活動に係る消耗品
緑と水の子ども会議（別紙2に定める事業）	講師及び補助者の報償費、費用弁償 活動に係る消耗品、使用料
ぎふ木育教室（別紙3に定める事業）	講師及び補助者の報償費、費用弁償

(事業計画)

第5 「緑と水の子ども会議」の事業主体は、申込書（様式1～8）を作成し、所管する市町村教育長（市町村立学校の場合に限る。）、農林事務所長（市町村立学校及び「ふるさと教育 水と森に学ぶ」推進校の場合を除く。）又は学校支援課長（「ふるさと教育 水と森に学ぶ」推進校の場合に限る。）に提出する。ただし、1校当たりの上限は、実施回数10、総事業費50万円までとする。
2 前項に基づく申込書を取りまとめ、市町村教育長は農林事務所長へ、農林事務所長及び学校支援課長は、恵みの森づくり推進課長へ提出する。

3 「ぎふ木育教室」の年間実施計画書については、恵みの森づくり推進課長が作成するものとする。

(事業決定)

第6 恵みの森づくり推進課長は、前項の事業計画に基づき、予算の範囲内で当該年度の予算額を配分し、事業主体に対して、事業実施の決定を通知する。ただし、緑と水の子ども会議については、農林事務所長（「ふるさと教育 水と森に学ぶ」推進校の場合を除く。）又は学校支援課長（「ふるさと教育 水と森に学ぶ」推進校の場合に限る。）を經由し通知する。

(企画書の作成)

第7 「緑と水の子ども会議」の事業主体は、事業を実施するごとに、事業の内容について企画書（様式9）を作成し、事前に農林事務所長（県立高等学校の学校提案、「ふるさと教育 水と森に学ぶ」推進校及び県立特別支援学校の学校提案の場合を除く。）、学校支援課長（県立高等学校の学校提案及び「ふるさと教育 水と森に学ぶ」推進校の場合に限る。）又は特別支援教育課長（県立特別支援学校の学校提案の場合に限る。）へ提出する。なお、別紙2に規定する学校提案については、企画書に申込書（様式1～8）を添付する。

「ぎふ木育教室」の事業主体は企画書を恵みの森づくり推進課長へ提出する。

(経費の支出)

第8 恵みの森づくり推進課長、農林事務所長、学校支援課長、県立高等学校長、県立特別支援学校長は、第6に基づく企画書等に応じて、必要な経費を執行するものとする。

【緑と水の子ども会議 別紙1に規定する活動の場合】

消耗品費	報償費・費用弁償
別紙1に定める経費	<ul style="list-style-type: none"> ○報償費は1時間1人2,800円を上限とし、実施当日の指導時間数に加え、当該活動に係る事前の打合せ等がかかった時間を最大4時間までみることができる。 ○報償費は30分単位で積算し、30分未満は切り捨てとする。 ○実施当日の補助者に対しては、1時間1人1,000円を上限とする。 ○費用弁償は、県の旅費規定に基づく。

【緑と水の子ども会議 別紙2に規定する活動の場合】

消耗品費	報償費・費用弁償	使用料
<ul style="list-style-type: none"> ○図書、パンフレット等 ○木材、その他資材 ○教材ビデオ ○文房具 ○実験道具 ○鋸、鉋 ○ヘルメット など 	<ul style="list-style-type: none"> ○講師の報償費は1時間1人2,800円を上限とし、実施当日の指導時間数に加え、当該活動に係る事前の打合せ等がかかった時間を最大4時間までみることができる。 ○補助者の報償費は、1時間1人1,000円を上限とし、実施日当日のみ配置できるものとする。 ○報償費は30分単位で積算し、30分未満は切り捨てとする。 ○費用弁償は、県の旅費規定に基づく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設使用料 ○バス借り上げ費 ○道具リース費 など

【ぎふ木育教室の場合】

報償費・費用弁償

- 講師の報償費は、1時間1人2,800円を上限とし、実施当日の指導時間数と当該活動に係る事前の打ち合わせ等でかかった時間を合算して、屋内系ものづくりプログラムでは最大11時間まで、屋外系散策プログラムでは最大13時間を見ることが出来る。
- 補助者の報償費は、1時間1人1,000円を上限とし、実施日当日のみ配置できるものとする。
- 報償費は30分単位で積算し、30分未満は切り捨てとする。
- 費用弁償は、県の旅費規定に基づく。

※講 師：クラス、班を担当し、主体的に実施する指導者

補助者：講師と同じクラス、班を担当し、講師の補助を行う者

(実施報告書の作成)

- 第9 事業を実施した後、「緑と水の子ども会議」の事業主体は、農林事務所長（県立高等学校の学校提案、「ふるさと教育 水と森に学ぶ」推進校及び県立特別支援学校の学校提案の場合を除く。）、学校支援課長（県立高等学校の学校提案及び「ふるさと教育 水と森に学ぶ」推進校の場合に限る。）又は特別支援教育課長（県立特別支援学校の学校提案の場合に限る。）へ、「ぎふ木育教室」の事業主体は恵みの森づくり推進課長へ、すみやかに実施報告書（様式10）を提出する。
- 2 農林事務所長、学校支援課長又は特別支援教育課長は、実施報告書を取りまとめ、当該年度末までに恵みの森づくり推進課長へ提出する。
 - 3 恵みの森づくり推進課長は、実施報告書の内容について、ホームページ等で広く公表するものとする。

附 則

- この要領は、平成24年1月20日から施行する。
- この要領は、平成25年3月22日から施行する。
- この要領は、平成26年3月14日から施行する。
- この要領は、平成27年3月20日から施行する。
- この要領は、平成28年4月 1日から施行する。
- この要領は、平成31年4月 1日から施行する。
- この要領は、令和 2年4月 1日から施行する。
- この要領は、令和 3年4月 1日から施行する。

緑と水の子ども会議 活動内容 その1

- 1 森林整備（林業・里山林の手入れなどの体験活動）
事業内容：植栽、苗木の育成、下刈り、雪起こし、枝打ち、除・間伐、散策道の整備
対象経費：講師への報償費、費用弁償（旅費）、消耗品費（軍手、移植ごて、プランター）

- 2 特用林産（林産物の活用）
事業内容：紙漉き、草木染め、薪づくり、原木シイタケ植菌
対象経費：報償費、費用弁償、消耗品費（軍手、紙原料、シイタケ原木、種菌、木綿のハンカチ、木槌）

- 3 木工（ものづくり等）
事業内容：木の笛づくり、木のスプーンづくり、木のカスタネットづくり、木のアクセサリーづくり、その他現地資材を活用するなど、材料費を計上しないもの
対象経費：報償費、費用弁償、消耗品費（軍手、プログラム材料費）

- 4 水育
事業内容：水生生物調査、水質調査
例 カワゲラウオッチング、パックテストを使用した水質調査など
対象経費：報償費、費用弁償、消耗品費（パックテスト（pH）、水槽（採取後の観察用）、タモ、トレイ）

- 5 現地調査
事業内容：木材生産・加工、森林調査、自然観察
例 木材の伐採・搬出現場、製材工場、木製品制作現場の見学、測量体験、森林の生き物調査、校庭の樹木観察など
対象経費：報償費、費用弁償、消耗品費（軍手、樹木図鑑）
※バスの借り上げが必要な場合は、「学校提案」でお申し込みください。

- 6 講義・実験
事業内容：森林整備、森林環境教育、機能・役割
例 人工林・里山林などの管理方法、森林と人との係わり、木材の特性、森の恵みの活用事例、森林の持つ機能・役割など
対象経費：報償費、費用弁償

緑と水の子ども会議 活動内容 その2

1 学校提案

事業内容：別紙1の活動又は特に森林と関わりのある活動で学校が主体となり独自に企画する事業

事業主体：県立高等学校、県立特別支援学校、「ふるさと教育 水と森に学ぶ」推進校

対象経費：報償費、費用弁償、使用料、消耗品費

※1提案あたり15万円を上限とする。

※農業や果樹に係わる体験活動について、本事業では対象外とする。

2 その他知事が認める活動：

別紙1及び1に規定する活動以外で、県立高等学校、県立特別支援学校を対象とした「ぎふ木育」を推進する活動

ぎふ木育教室 活動内容

1 木でモノづくり

事業内容：木のおもちゃ、木のアクセサリー、木の楽器

対象経費：報償費、費用弁償（旅費）

2 ままごと遊び

事業内容：木の皿を使って、自然物を見立てたままごと遊び。

対象経費：報償費、費用弁償（旅費）

3 野遊びウォーク

事業内容：自然の中で五感を使って遊ぶ。

対象経費：報償費、費用弁償（旅費）